

002G2NDK

941495

第一号様式 (1)

大量保有報告書

変更報告書 No. 1 (イ)

(法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書)

(法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書)

受		付	
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	14	A	39K

関東財務局長殿

氏名又は名称 弁護士 近藤 剛

報告義務発生日 平成 14 年 6 月 18 日 (ハ)

東京都千代田区神田錦町 1 丁目 19 番地 1 号

住所又は本店所在 神田橋パークビルディング 神田橋法律事務所

平成 14 年 7 月 26 日 提出

A4 210×297 ミリメートル

第1 提出者に関する事項

1 発行会社 (ニ)

発行会社の名称	株式会社 J ストリーム	会社コード	4308
上場証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場	2 店頭
本店所在地	東京都港区赤坂六丁目 3 番 18 号		

頁	総頁	1 / 3
---	----	-------

提出者及び共同保有者の総数	1 名
提出形態 (ホ)	※ 1 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ ① 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (外国会社))	
フリガナ (カタカナ) 氏名又は名称	リアルネットワークス・インク リアルネットワークス・インク (RealNetworks, Inc.)
フリガナ (カタカナ) 住所又は本店所在地	アメリカガッシュウコク、ワシントンシュウ、シアトル、2601 エリオット・アベニュー、1000 ゴウシツ アメリカ合衆国、ワシントン州、シアトル、2601 エリオット・アベニュー、1000 号室
フリガナ (カタカナ) 旧氏名又は名称	
フリガナ (カタカナ) 旧住所又は本店所在地	〒
個 人 生年月日	年 月 日 (フリガナ)
※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称
職 業	勤務先住所
法 人 設立年月日	1994 年 2 月 9 日 (フリガナ)
※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成	代表者氏名
代表者役職	ロブ・グレーサー 会長兼 CEO
事業内容	パーソナルコンピューター及び家庭用電子機器のユーザー向けに、オーディオ、ビデオ及びその他のマルチメディアサービスをインターネット上で配信及び受信するソフトウェア製品及びサービスの開発並びに販売。
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 19 番地 1 号神田橋パークビルディング神田橋法律事務所 田中 由希子
電 話 番 号	03 (3259) 0146

3 保有目的 (ト)

政策投資

第一号様式 (2)

発行会社の 会社コード	4308
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 3
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	リアルネットワークス・インク (RealNetworks, Inc.)
-----------------------	-------------------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳 (チ)

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	19,401 18,444 株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株引受権証券	B 株		H 株
新株予約権付債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 19,401 18,444 株	N 0 株	O 0 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 0	発行済株式総数 (平成14年7月26日現在) S 136,518 株	
保有株券等の数(総数) (M + N + O - P)	Q 19,401 18,444	上記提出者の 株券等保有割合 (Q / (R + S) × 100) 13.51 % 14.21	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 15.22 %	

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (リ)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成14年6月12日	株券	30株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月13日	株券	56株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月14日	株券	51株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月17日	株券	2株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月18日	株券	254株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月20日	株券	48株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月21日	株券	48株	※ 1 取得 (2) 処分	
平成14年6月25日	株券	861株	※ 1 取得 (2) 処分	200,000円
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

第一号様式 (3)

発行会社の 会社コード	4308
----------------	------

頁 / 総頁	3 / 3
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	リアルネットワークス・インク (RealNetworks, Inc.)
-----------------------	-------------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

なし

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	T	200,826 211,245
------------	---	----------------------------

借入金額計 (千円)	U	0
------------	---	---

その他 (具体的に)	0
------------	---

その他金額計 (千円)	V	0
-------------	---	---

取得資金合計 (T+U+V) (千円)	200,826 211,245
------------------------	----------------------------

(2) 借入金の内訳

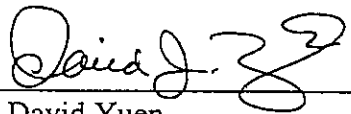
番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that RealNetworks, Inc. ("RealNetworks"), a corporation organized and existing under the laws of State of Washington, U.S.A. does hereby constitute and appoint Go Kondo, attorney-at-law of Kandabashi Law Offices (affiliation with White & Case) with the place of business at Kandabashi Park Building, 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0054, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to submit on behalf of RealNetworks, notification of large share holding pursuant to the provision of Article 27-23 paragraph 1 of the Securities and Exchange Act in Japan (Law No. 25 of 1948).

IN WITNESS WHEREOF, the said RealNetworks, has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized officer on this 28th day of September, 2001.

RealNetworks, Inc.

By: 
Name: David Yuen
Title: Managing Director, Asia Pacific

委任状

本状により以下の通り権限を委任する

アメリカ合衆国ワシントン州の法律に基づき設立され存続する法人である、リアルネットワークス・
インク (RealNetworks, Inc.) (「リアルネットワークス」) は、郵便番号 101-0054 東京都千代田区神田錦町
1丁目 19-1 神田橋ビルに事務所を置く神田橋法律事務所 (ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所と
の特定共同事業) の弁護士近藤剛を、その適法な代理人として指名して定め、リアルネットワークスを
代理して、日本国の証券取引法 (昭和 23 年法 25) 第 27 条の 23 第 1 項の規定に従って、大量株式保有の
通知を提出するための、全面的代理及び撤回の権限を委任する。

上記委任の証として、上記リアルネットワークスは、西暦 2001 年 9 月 28 日付正式な権限を有する代
表者に署名せしめた。

リアルネットワークス・インク

(署名)

氏名：デイヴィット・ユエン
役職：マネージング・ディレクター
アジア・パシフィック地区